



2019年4月の改正出入国管理法の施行に伴い、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるための新たな在留資格「特定技能」が創設されました。

農業、介護、建設、宿泊、造船を始めとする**14分野**で受入れが開始されています。

- 特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- 特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

	特定技能1号	特定技能2号
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を終了した外国人は試験等免除）	試験等で確認
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認	試験等での確認は不要
在留期間	1年、6か月、4か月ごとの更新。 通算上限5年	3年、1年、6ヶ月ごとの更新。 更新の制限なし
家族帯同	基本的に不可	要件を満たせば可能（配偶者、子）
対象業種 (特定産業分野)	建設業、造船・船用工業、自動車整備業、航空業、宿泊業、介護、ビルクリーニング、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、素形材産業、産業機械製造業、電子・電気機器関連産業	建設業 造船・船用工業
受入機関又は登録支援機関による支援※	対象	対象外

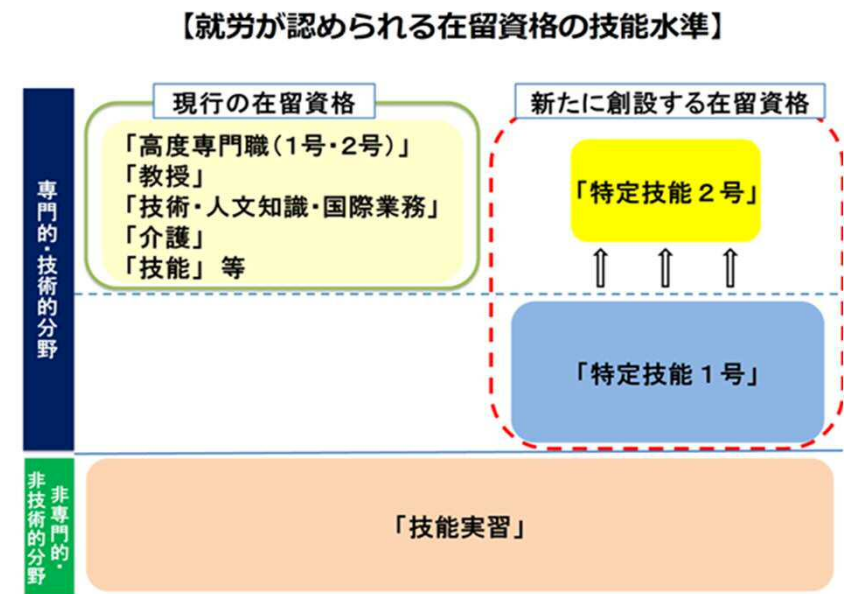
※特定技能外国人を雇用する場合、職業生活、日常生活、社会生活上の支援計画を作成し、支援を行わなければならない。



特定技能と技能実習の制度比較（概要）

- 特定技能は、日本国内で人材不足が顕著な業種の労働力を確保するための在留資格であり、対象業種であれば広い範囲での労働を行うことができます。
- 技能実習は、「人づくり」による国際協力の推進を目的としており、労働力の需給の調整の手段として行うことはできません。入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令が適用されます。

	特定技能	技能実習
技能水準	試験等で確認	なし
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認	なし（介護職種のみ日本語能力要件あり）
在留期間	1号：最長5年 2号：期限なし	技能1号：1年以内 技能2号：2年以内 技能3号：2年以内 （合計で最長5年）
家族帯同	1号：基本的に不可 2号：可（配偶者、子）	不可
対象業種	建設業、造船・舶用工業、自動車整備業、航空業、宿泊業、介護、ビルクリーニング、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業、素形材産業、産業機械製造業、電子・電気機器関連産業(14分野)※2号は2業種のみ	農業関係、漁業関係、建設関係、食品製造関係、繊維・衣服関係、機械・金属関係、その他80職種
単純労働	可	不可
転籍・転職	同一の業務区分内において転職可能	原則不可



出入国在留管理庁資料から抜粋

制度に関する詳細及び最新資料は法務省HPを御覧ください。
 新たな外国人材受入（在留資格「特定技能」の創設等）
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html

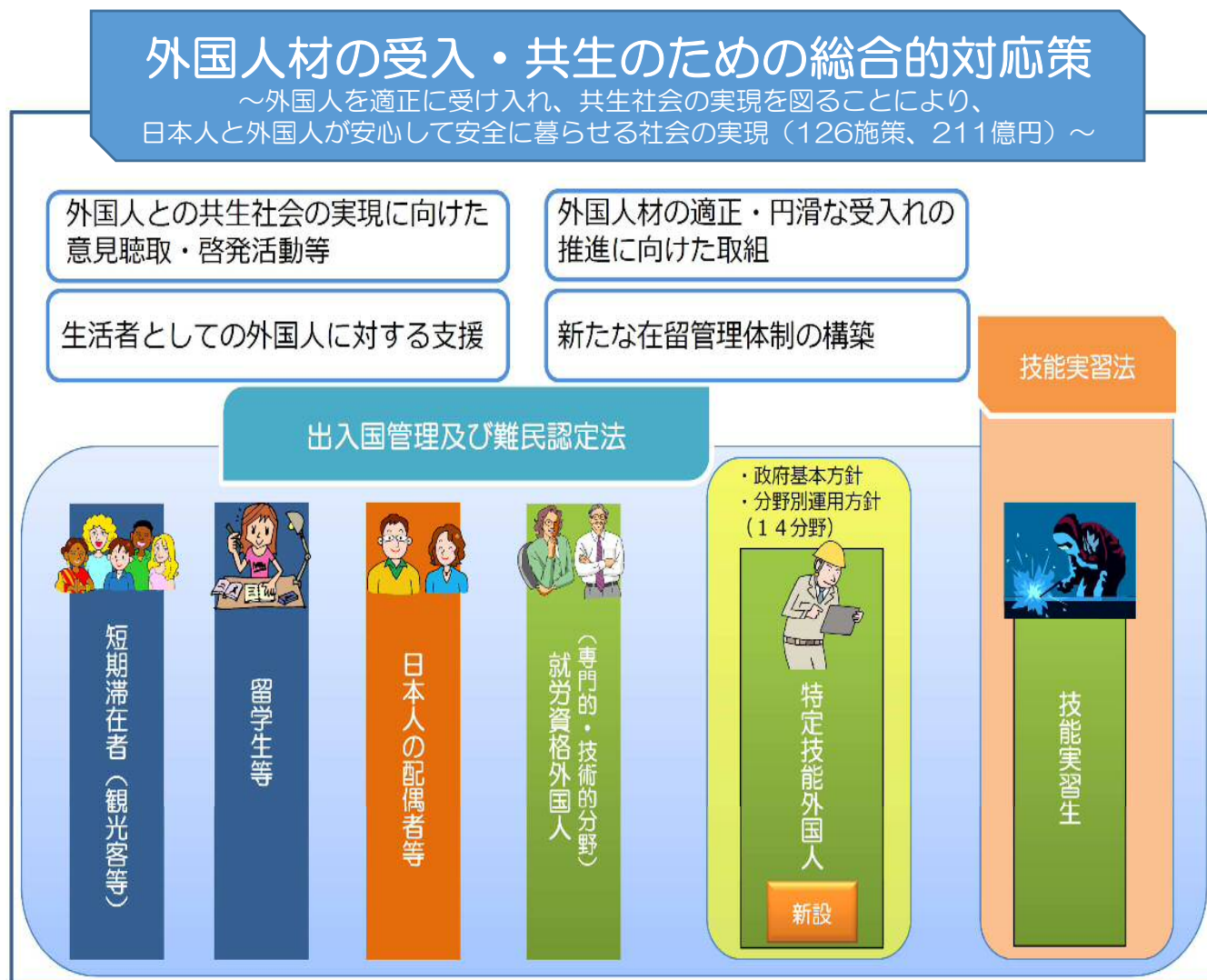
外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策



参考資料

国は、「新たな在留資格」の創設（2019年4月施行）を踏まえつつ、外国人材の受入れ・共生のための取組を、政府一丸となって、より強力に、かつ、包括的に推進していく観点から、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を取りまとめました。

これは、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示すものです。



出典：出入国在留管理庁「新たな外国人材の受入れについて」（一部拡大）

◇詳しくはこちら（法務省Webページ）http://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04_00066.html



2019年4月施行の改正出入国管理法による新たな在留資格「特定技能」の創設に伴い、さらに多くの外国人材の本県での就労・居住が想定されます。

そこで、外国人材の適正な受入れや共生に向けた環境整備が適切に行われるよう、関係機関において情報共有や相互連携等を図ることを目的として、「あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会」を設置しました。

■設置時期：2019年2月

■事務局：愛知県及び名古屋出入国在留管理局

■構成員（19団体）

愛知県、名古屋出入国在留管理局、愛知労働局、東海北陸厚生局、東海農政局、中部経済産業局、中部地方整備局、中部運輸局、愛知県商工会議所連合会、愛知県商工会連合会、（一社）中部経済連合会、愛知県経営者協会、愛知県中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会愛知県連合会、名古屋市、愛知県市長会、愛知県町村会、（公財）愛知県国際交流協会、東海日本語ネットワーク

■主な協議内容

- （1）外国人材等の労働環境の整備
- （2）外国人材等の生活環境の整備
- （3）外国人材や子ども等の日本語学習・日本語教育の充実

■ワーキンググループ

本協議会の下に、3つのワーキンググループを設置し、上記の主な協議内容について情報共有や相互連携を図る。

- ① 労働環境ワーキンググループ
- ② 生活環境ワーキンググループ
- ③ 日本語学習・日本語教育ワーキンググループ

◇詳しくはこちら：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kikaku/gaikokujinzai-kyogikai-top.html>



2018年6月15日閣議決定の「経済財政運営と改革の基本方針2018」いわゆる「骨太の方針」に明記された「新たな外国人材の受入れ」について、外国人材の受入れ業種や、外国人材の受入れ環境の整備などを検討・整理し、提言の形でとりまとめ、政府、政党に要請することを目的として、全国知事会議において大村知事からの提案により設置されました。

■設置時期 : 2018年7月

■構成員 (29道県)

愛知県 (リーダー)、北海道、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、兵庫県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

■2018年度実績

- ・ 8月 「新たな外国人材の受入れプロジェクトチーム」会議開催
- ・ 8月 大村知事 (PTリーダー) が国へ「外国人材の受入れ・共生に向けた提言」を実施 (要請先: 杉田和博 内閣官房副長官、上川陽子 法務大臣)



2018年8月28日 会議の様子



PTリーダー 愛知県大村知事